

土浦市告示第62号

土浦市公園里親制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が都市公園（都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園をいう。）、市が管理する公園、緑地又はこれらに準ずるもの（以下「公園等」という。）の里親となってボランティア活動を実施することにより、環境美化に対する市民意識の高揚を図り、もって市及び市民が一体となって美しく住みよいまちづくりを推進することを目的として実施する土浦市公園里親制度（以下「里親制度」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「里親」とは、公園等の区域内（以下「区域内」という。）において、次条に規定する活動を行う団体をいう。

(里親活動)

第3条 里親の活動（以下「里親活動」という。）は、次に掲げる活動とする。

- (1) 区域内に散乱する空き缶、空き瓶、ペットボトル、紙くず、たばこの吸い殻その他のごみの収集
- (2) 区域内における除草、植樹ますの清掃及び低木の^{せん}剪定
- (3) 区域内に存する施設等の破損、樹木損傷等に関する情報の市への連絡
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区域内の環境美化の促進に関し必要な活動

(登録資格)

第4条 里親制度に登録できる団体は、市内に居住し、通勤し、又は通学する小学生以上の複数の者で構成する団体とする。

2 前項の団体の代表者は、満20歳以上の者でなければならない。

3 第1項の規定に関わらず、政治団体及び宗教団体は、里親制度に登録することができない。

(市の支援)

第5条 市長は、里親に対して、予算の範囲内で、次に掲げる支援を行うことができる。

- (1) 里親活動に必要なごみ袋の支給及び収集されたごみ等の回収
- (2) 年（4月から翌年3月までの期間をいう。）4回以上の里親活動を1年

以上継続した場合にあっては、里親制度に登録された団体であることを示す表示板（個人名若しくは企業名の入っているもの又は政治団体若しくは宗教団体に係るものを除く。）の設置。

（3）前2号に掲げるもののほか、里親に関し市長が必要と認める支援（里親の申込み）

第6条 里親になろうとするもの（以下「里親希望者」という。）は、公園里親申込書（様式第1号）に参加者名簿を添えて市長に申し込まなければならない。

2 市に登録された里親の代表者に変更が生じたときは、速やかに市長にその旨を連絡するものとする。

3 里親活動の参加者の変更が生じるときは、予定する活動を行う前に市長に変更後の参加者名簿を提出するものとする。

（里親希望者との協議）

第7条 市長は、前条の規定による申込みを受けたときは、次に掲げる事項について当該申込みをした里親希望者と協議するものとする。

（1）里親活動をする場所

（2）里親活動の回数

（3）里親活動の内容

（4）里親活動において収集するごみの排出方法

（5）里親であることの表示に関する事項

（6）前各号に掲げるもののほか、里親活動に関し市長が必要と認める事項（合意等）

第8条 市長は、前条の規定による協議が調ったときは、当該協議をした里親希望者と公園里親合意書（様式第2号。以下「合意書」という。）を取り交わすものとする。

2 合意書の有効期限は、当該合意書を取り交わした日の属する年度の末日までとする。ただし、次条の規定による里親に係る合意（以下「合意」という。）の解除がないときは、更に1年間継続するものとし、その後も同様とする。

3 市長は、里親が合意書の内容を履行しないときは、その履行を催告することができる。

（合意の解除）

第9条 里親は、合意を解除しようとするときは、公園里親合意解除届出書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、合意を解除することができる。

(1) 里親が前条第3項の規定による催告に従わないとき。

(2) 里親が合意書の内容と異なる活動を行ったとき。

(3) 里親が公共の利益に反する行為を行ったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が合意を解除する必要があると特に認めたととき。

3 市長は、前項の規定により合意を解除するときは、公園里親合意解除通知書(様式第4号)により当該里親に通知するものとする。

(傷害の補償等)

第10条 市長は、里親が里親の活動の最中に傷害を被り、又は第三者への損害賠償責任を負ったときは、原則として市で加入している保険により、これを補償し、又は賠償するものとする。

2 前項の場合において、里親は、当該傷害又は損害に係る事故発生報告書(様式第5号)を遅滞なく市長に提出するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、里親制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。